

岡山県大規模集客施設協力金(第2期)

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

要請内容

- 【要請期間】 令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)
- 【対象区域】 岡山県全域
- 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント・出店者等
- 【要請内容】 裏面を参照

支給要件

- ※全てを満たすこと
- 1 上記対象区域内の対象施設であること(5月31日以前から営業していること)
 - 2 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること(※6月1日(火)から開始すること)
 - 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
 - 4 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

	大規模施設	テナント・出店者等
支給対象	特措法第24条第9項に基づく 時短要請を行った1,000㎡超の施設	左記施設の一部を賃借することにより、 当該施設に來場した一般消費者を対象に 飲食業以外の事業を営む事業者等
1日あたりの 支給金額	【1日あたりの支給基礎額】 次の①～③を合計した金額 ① 大規模施設運営事業者の自己利用部分として営業時間の短縮を行った面積1,000㎡毎に20万円/日 (特定百貨店店舗※に係る部分を除く) ② テナント店舗・特定百貨店店舗※の数×2千円/日 ③ 特定百貨店店舗※の数×2万円/日 <small>※百貨店等において、当該店舗の売上が当該百貨店等に入ったん計上され、その後分配される場合で、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の名義で出店し、事業を営んでいるもの</small>	【1日あたりの支給基礎額】 営業時間の短縮を行った面積100㎡毎に2万円
	上記により算出した 一日あたりの支給基礎額 × (本来の営業終了時間 - 20時) / 本来の営業時間	

※協力金の計算方法等については、国からの通知により詳細が決定されるため、今後変更の可能性がります。

申請方法

受付開始：令和3年7月中旬予定

- ・申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
- ・詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



— 協力金の申請をされる方は —

- 店頭にて、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮等が確認できる『写真を保存』しておいてください。
 - 第1期の大規模集客施設協力金(5月16日から5月31日まで要請分)とは別に申請が必要です。
 - 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。
- ※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086—226—7968

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日は休み ※5月29日(土)及び30日(日)は受付)

●集客施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮 ※ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理の働きかけ ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ ・ 1万㎡超の集客施設等の管理者等へ以下の働きかけ
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること ○利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること ○出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行うこと ○休憩スペース等は使用中止にすること ○混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること
サービス業 （生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●イベント関連施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ・ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以内
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理の働きかけ ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします